

2013~  
2015

# 肉用牛肥育経営安定特別対策事業 (新マルキン事業)

家畜改良センターへの  
転入・転出届は  
速やかに!



新マルキン事業は、  
四半期ごとに、  
肥育牛1頭当たりの粗収益が  
生産費を下回った時に、  
差額の8割を肥育牛補填金  
として交付する事業です。

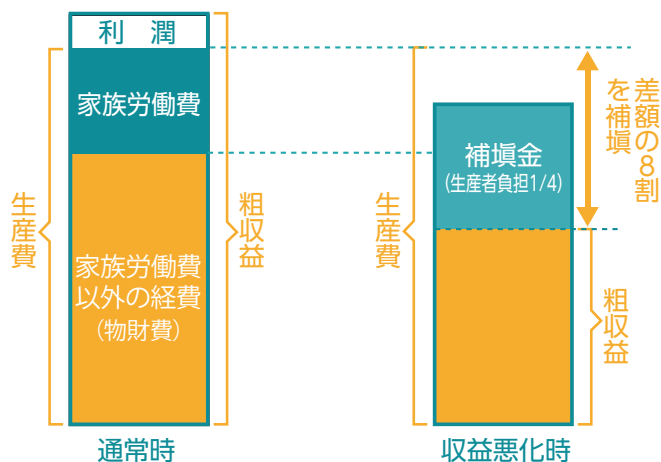
## 新マルキン事業の概要

1. 事業実施期間 平成25年度～平成27年度(3年間)
2. 拠出割合 生産者:国 = 1:3
3. 補填割合 肥育牛1頭当たりの粗収益と生産費の差額の8割
4. 対象品種 肉専用種、交雑種、乳用種の3区分
5. 対象者 肉用牛肥育経営者
6. 生産者積立金単価(肥育牛1頭当り 平成26年度)  
肉専用種 18,000円 交雑種 30,000円 乳用種 20,000円  
(注)単価は毎年度見直しされます。
7. 手数料は、品種区分に関係なく1頭当り450円

## 新マルキン事業の仕組み

補填金の財源は県団体に積立てた肥育安定基金(生産者積立金が1/4、国が3/4)

### 新マルキン事業の仕組み



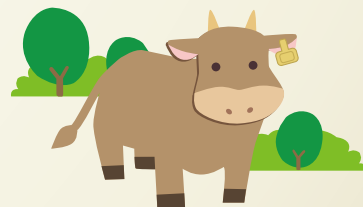
補填金

差額の最高8割を補填

財源は県団体に積立てた肥育安定基金

生産者積立金 …… 1/4

国 …… 3/4



1

## 肥育牛補填金交付契約の締結

県畜産協会と生産者が契約を行います。



2

## 個体登録の申込み

生後6ヶ月齢から14ヶ月齢までに県畜産協会(農協などを経由)へ品種区分ごとに個体登録の申込みを行います。

個体登録の  
申込み肥育牛の  
生年月日の把握

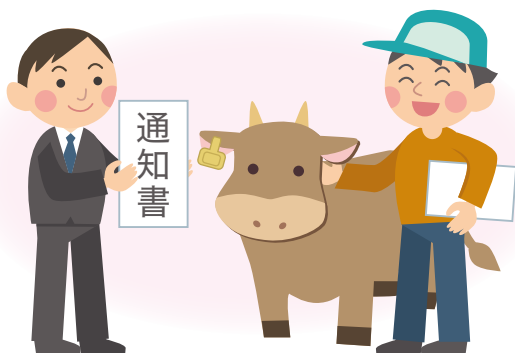


3

## 個体登録通知書の内容確認

(生後17ヶ月齢までに県畜産協会が個体登録を実施)

県畜産協会は個体登録申込書を確認し、満17ヶ月齢までに個体登録。個体登録通知書と個体登録台帳を発行します。



4

## 生産者積立金の納付

(独)農畜産業振興機構が年度ごとに生産者積立金の単価を設定します。生産者積立金は県畜産協会の請求に基づき納付。



5

## 販売の申し出

おおむね10ヵ月以上肥育した後、販売した場合は、県畜産協会(農協などを経由)へ届け出を行います。



6

## 肥育牛補填金の交付

四半期ごとに肥育牛1頭当りの粗収益が生産費を下回った場合に、肥育牛補填金を交付します。



詳細については、最寄の農協又は下記にお問い合わせください。

公益社団法人 山形県畜産協会 TEL 023-634-8108